

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（海老名市市税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、海老名市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月9日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の一部改正に伴う所要の改正措置について、急施を要し、専決処分したので、報告し、承認を求めるため

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記の条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日専決

海老名市長 内 野 優

記

海老名市市税条例の一部を改正する条例

理由

議会の議決すべき事件について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため

海老名市市税条例の一部を改正する条例

第1条 海老名市市税条例（昭和30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。

）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第32条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第33条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第33条の7第1項第1号中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改め、同項第2号中「14.7分の1.2」を「12.1分の1.2」に改める。

第45条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第45条の5第1項中「当該年度の前年度において第45条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第42条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

第46条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第50条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第53条の3及び第53条の6中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第73条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ中「1,000円」を「2,000円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第4条の2及び第4条の3を削る。

附則第5条の2の3中「附則第17条第1項」の次に「、附則第17条の2第1項」を加え、「附則第18条の2第1項」を「附則第18条第1項」に改める。

附則第5条の3の3中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「同法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第8条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第9項」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第8条の2に次の1項を加える。

6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条の3に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の住所及び氏名又は名称

（2） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

（3） 家屋の建築年月日及び登記年月日

（4） 耐震改修が完了した年月日

（5） 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

（6） 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第14条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円

	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第14条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第32条第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第15条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第17条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「第32条及び第33条の3」を「第32条第1項及び第2項並びに第33条の3」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第32条第

6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。) を除外して算定するものとする。」を削り、「第 2 項第 1 号」を「次項第 1 号」に改め、同条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第17条の 2 を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 7 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の 11第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第32条第 1 項及び第 2 項並びに第33条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の 2 第 5 項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第 1 項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。))に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第32条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第33条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「附則第17条第 1 項」とあるのは「附則第17条の 2 第 1 項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第 1 項」とあるのは「第37条の11第 1 項」と読み替えるものとする。

附則第17条の 3 第 2 項中「同法第37条の11の 3 第 2 項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税

の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第17条の4から第18条までを削る。

附則第18条の2第2項中「附則第18条の2第1項」を「附則第18条第1項」に改め、同条を附則第18条とする。

附則第18条の3を削る。

附則第18条の4第2項中「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の2第3項」に、「附則第18条の4第4項」を「附則第18条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の2第3項」に改め、同条を附則第18条の2とする。

附則第18条の5を削る。

附則第19条第1項を次のように改める。

第53条の2の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第53条の2中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第19条第2項を削る。

附則第19条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第20条から第21条までを削り、附則第22条を附則第20条とし、附則第23条を附則第21条とする。

第2条 海老名市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第17条の3を削る。

附則第19条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第33条の4、第33条の7第1項第1号及び第2号の改正規定並びに次条第8項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中附則第5条の3の3及び第17条の3第2項の改正規定、附則第20条から第21条までを削り、附則第22条を附則第20条とし、附則第23条を附則第21条とする改正規定並びに次条第5項及び第7項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中第73条第1号ア、イ、ウ及びエ並びに同条第2号ア及びイ並びに同条第3号の改正規定並びに附則第4条及び第6条（改正後の海老名市市税条例（以下「新条例」という。）附則第14条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中附則第18条の4第5項第3号の改正規定（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）並びに第2条中附則第19条の2の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中第23条第2項及び第3項、第46条第2項及び第5項、第50条第1項並びに附則第14条の改正規定並びに附則第5条及び第6条（新条例附則第14条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (6) 第1条中第45条の2第1項の改正規定及び第45条の5第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 平成28年10月1日
- (7) 第1条中第32条第5項、附則第5条の2の3、第14条の3の見出し、同条第

1 項及び第 2 項並びに同条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の改正規定、附則第17条の見出し、同条第 1 項並びに同条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の改正規定、附則第17条の 2 の改正規定、附則第17条の 4 から第18条までを削る改正規定、附則第18条の 2 第 2 項の改正規定及び同条を附則第18条とする改正規定、附則第18条の 3 を削る改正規定、附則第18条の 4 第 2 項、第 5 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号並びに第 6 項の改正規定（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）及び同条を附則第18条の 2 とする改正規定並びに附則第18条の 5 を削る改正規定並びに第 2 条中附則第17条の 3 を削る改正規定並びに次条第 4 項の規定 平成29年 1 月 1 日

（8） 第 1 条中第53条の 3 及び第53条の 6 の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成28年 1 月 1 日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第 5 号）第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第 41条の12第 7 項に規定する割引債（同条第 9 項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第 7 項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第45条の 2 及び第45条の 5 の規定は、平成28年10月 1 日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の 2 第 1 項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 5 条の 2 の 3、第14条の 3 及び第17条から第18条の 2 まで（新条例附則第17条の 2 第 2 項及び第17条の 3 第 2 項の規定は除く。）の規定中個人の市民

税に関する部分は、平成29年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第5条の3の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第17条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 7 新条例附則第17条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 8 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第8条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第8条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第8条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第8条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第8条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第73条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第14条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第14条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第73条及び新条例附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第73条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第14条の表以外の部分	第73条	海老名市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この条にお

		いて「平成26年改正条例」 という。) 附則第 6 条の規 定により読み替えて適用さ れる第73条
新条例附則第14条 の表第73条第 2 号 アの項	第73条第 2 号ア	平成26年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて 適用される第73条第 2 号ア
	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円